

安達孝彦委員の質疑及び答弁

山崎副委員長 安達委員。あなたの持ち時間は60分であります。

安達委員 お疲れさまでございます。本日4番手となりました。皆さんもお疲れのことと思いますけれども、この後、ラストバッター、真打ちの笹岡委員が控えておられますので、箸休めではありませんが、しばらくの間お付き合いをいただければと思います。

まず、私からは、中山間地域の振興について10問お伺いをしたいと思います。

これまで「静かな有事」と言われてきた少子化の問題が顕在化し、いよいよ本当の意味で有事というか危機となって我が国を襲おうとしています。そして、それに伴い、地方では人口減少が加速をしてきています。

特に中山間地域においては、2015年から2045年までの人口減少率が県全体では23%であるのに対し、中山間地域では39%と予測されており、2045年には高齢化率もほぼ半数に近い46%になると想定をされています。県全体よりも速いスピードで人口減少、少子高齢化が進展すると考えられています。

皆さん御存じのとおり、この中山間地域は県全体の面積において7割、人口においては2割を占めており、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい郷土景観の形成、文化の伝承等、多面的機能を有しています。

一方で、急速な人口減少により、地域コミュニティーの弱体化、祭りなど伝統文化の衰退、生活環境の悪化等と住民の暮らしに深刻な影響を及ぼし、地域社会の存続さえも危ぶまれています。

これまで県では、にぎわいのある地域づくり、持続可能な地域づくりを目指して、様々な取組を行ってこられました。

そこで、まず初めに、ここ数年県が行ってきた取組状況などについてお伺いをしたいと思います。

県では、令和3年に地域コンシェルジュを1名から4名に増員をして中山間地域の支援に当たってこられました。具体的にどのような支援を行ってきたのか、これまでの取組状況や活動実績について、滑川地方創生局長にお伺いをいたします。

滑川地方創生局長 地域コンシェルジュにつきましては、今御紹介いただいたとおり、現在4名を配置してございますけれども、その活動内容といたしましては、週に4日から5日、日に4地域から5地域、大変きめ細かく地域を訪問しておりまして、自治振興会や関係団体の皆さんなどと繰り返し意見交換をして、地域の現状把握、信頼関係の構築、県の支援事業の活用の働きかけといったサポートに努めております。

その結果、令和元年度から今年度までに、例えば地域づくりアクションプランの策定を目指す「話し合い」促進事業や、そのプランの実施を後押しするチャレンジ支援事業といったものの活用につながってきていると考えております。

こうしたコンシェルジュのサポートを受けた地域では、それぞれの課題解決に向けまして、地域の皆さんが主体的に話し合いを進めて、魅力の掘り起こしや情報発信、担い手の育成など、幅広い分野の活動を展開されておられます。

幾つか具体例を挙げますと、地域特産の農産物のブランド化、高付加価値化、あるいは空き家や地域行事などの地域資源の再発見ですとか、そういったものの見える化、それを進めることによって移住を受け入れていく。さらには、地域の若者や移住者を巻き込んだ交流イベント、また、高齢者の独居も課題になっておりますけれども、そういったものの対策となりますシニア食堂の実施といったものが実施されているところでございます。

地域コンシェルジュは、こうした様々な取組について、その活動のいざないのみならず、その運営支援や実施に向けたアドバイス、複数の関係者との橋渡しといった伴走支援にも努めておりま

す。

さらに、こうした事例を効果的に発信して、できれば横展開していきたいということで、先月、新たに県の公式LINEサイトで「なかやまさん情報局」を開設し、この立ち上げから取材、記事の作成などといった業務にも当たってもらっています。

今後ともこのような活動を通じまして、中山間地域の実情に寄り添って地域の特性を生かしたサポート活動に取り組んでまいります。

安達委員 本当に多岐にわたる事業に携わっていただいているということでもありますけれども、今ほど答弁にもありました「話し合い」促進事業について、現在どのような取組状況なのか、また、その成果について伺いをしたいと思います。

滑川地方創生局長 先ほども御紹介ありましたけれども、中山間地域は、県全体よりも人口減少、高齢化のスピードが速いという状況の中でも、地域の将来像を描いて住民主体となった地域づくりの機運を醸成していくためには、まずは住民の皆さん同士での活発なコミュニケーションが重要であると考えております。

こうしたことから、令和元年度に、この中山間地域「話し合い」促進事業を創設いたしまして、これまでに県内55の地域に地域づくりのコーディネーターを派遣しまして、延べ200回を超える話し合いを行って支援をしてきたところでございます。

これらの地域では、対話を通じまして、例えば地域づくり協議会などの新たな担い手組織が生まれましたり、地域資源を生かしたイベントなど、地域の将来像を実現するためのアクションプランをつくりまして、それに基づく活動の実践が始まっています。

これも幾つか具体例申し上げますと、例えば、地域の古民家を活用したコミュニティカフェの開設、これは黒部の事例です。SNSを活用した住民間の情報伝達、外部への魅力発信などデジタル技術を活用した取組、これは立山町の事例でございます。子供

たちが地域の伝統行事に触れる機会を創出するイベント、これは南砺市の事例でございます。

話合いの中で地域の課題をまずしっかり把握した上で、将来に向けた取組が住民主体で進められております。また、事業実施後の地域からは、これまでこういった活動というのはどうしても参加する方が偏っていたのだけれども、こういった取組を通じて、今まで参加が少なかった若い方や子育て中の女性グループの方など新たな担い手の発掘につながったという声も聞かれており、コミュニティの維持や活性化に一定の効果があったと考えております。

安達委員 地域コンシェルジュの方がいろいろとサポートされて「話し合い」事業をして、その「話し合い」事業の中でアクションプランをつくったり、その後、県の中山間地域チャレンジ支援事業にチャレンジをしたりということで、そうした流れが徐々にいろいろな地域で出ているのかなと思います。その中山間地チャレンジ事業で、地域の様々な事業に補助金を出したり、アドバイスを出したりと支援をしてきておられますけれども、これまでの取組状況と成果について、また、これは3年で支援も終わるということで、その後どうなっているのか。期間終了後も取組が継続できるよう、フォローアップ支援なども行っていく必要があるのではないかと考えますが、地方創生局長にお伺いします。

滑川地方創生局長 中山間地域チャレンジ支援事業は、今ほど御紹介ありましたように、話合いの中で生まれた具体的な取組、それにかかる経費を支援するものでございまして、これまで78の地域に御活用いただいていたところでございます。

御指摘ありましたように、補助期間3年となっておりますけれども、その後の状況といたしましては、おおむねどの地域でも市町村の御支援もいただきながら、事業が継続されていると承知しております。

これも幾つか具体例を申し上げますと、南砺市の山野地域では、里芋が特産ということで、その販路拡大を目指して、里芋掘り取り体験会の開催をこのチャレンジ支援事業で支援してきたわけですが、昨年はこの体験会が大変好評で800人ほど集まりました。それを受けて今年もぜひ継続されたいというようなお話を伺っております。

また、県東部の魚津市の片貝地域では、旧小学校校舎を拠点に地元の野菜を使った食事の提供ですとか体験プログラムに取り組んでこられたわけですが、これも補助期間の終了後には、さらに、新たに地域の方々によるマルシェも加えて開催されるということで事業を発展させておられる地域もあるということでございます。

一方で、御指摘ありましたように、こうした活動あるいはコミュニティビジネスにつきましても、持続的に運営していく、どのようにして持続させていくかというのも課題でございます。ですので、県ではこれまでも、補助期間にかかわらず、随時、地域コンシェルジュによります相談の受け付け、あるいはビジネスモデルのノウハウを取得するための研修会を開催してまいりました。

さらに、今年度は、このチャレンジ事業の実施期間中から地域づくり事業に詳しい専門家をコーディネーターとして派遣しまして、補助期間終了後も取組が継続されるようなアドバイスですとかフォローアップに努めているところでございます。

チャレンジ事業で支援した活動が息の長い取組となりますように、市町村とも連携しながら取り組んでまいります。

安達委員 今ほどおっしゃったとおりでありまして、支援期間中はもちろん補助金等があるので何とかできると。支援が終わった後、1年とか二、三年は受けるところがほとんどだと思いますけれども、徐々にやはり息切れしてきたりとか、プレーヤーが高齢化していくということで、なかなか長く続けていける地域というのは

まだまだ少ないのかなと思っておりますので、しっかりと長くサポートしていただいて、せっかく始められた事業ですので、伴走支援をしていただきたいと思っております。

現在県内でも、農村ＲＭＯをつくって地域の活性化につなげようと努力されている地域が何か所もあります。

例えば、南砺市においても、城端の大鋸屋地区が選定を受け、様々な取組を行っています。地域内においてデマンド交通を始められたり、農業機械やドローンのリース、また、ちょうど昨日でありますけれども、子供に地域の中で楽しい思い出をつくってほしいということで「がやフェス」、大鋸屋地区ですから、大鋸屋にちなんで「がやフェス」イベントも開催され、多くの人たちでにぎわっていました。

ただ、地元の皆さんにお伺いすると、このＲＭＯ形成について当初分からないことだらけで、何からすればいいのか分からない手探りのスタートだったのが、話を何度か何度か重ねて、少しずつ何とか事業に取り組んできたとおっしゃっていました。ただ、大変な事務量だった、大変苦労したということ。ちょうどその地域には、運のいいことに、県庁ＯＢの方が地域づくり協議会のメンバーとしていらっしゃって御尽力されたようですし、砺波農林振興センターの担当者の方の手厚いサポートもあって何とかここまでやってこれたと会長さんもおっしゃっていました。

聞くところによりますと、この農村ＲＭＯの事業も国の支援の枠は僅かしかもう残っておらず、採択については狭き門となっているとお伺いをしました。

県としても、こうしたモデル事業における成功事例の横展開などを今後どのように進めていくのか、各地域での検討状況と、どのように取り組んでいくのか、津田農林水産部長にお伺いをしたいと思います。

津田農林水産部長 県内の農村ＲＭＯにつきましては、現在４市１

町の 6 地区で取組が行われております。

具体的な内容は、今ほど南砺市の大鋸屋地区の御紹介もいただきましたけれども、各地区において農用地保全をはじめ、地域資源の活用、それから生活支援に係る将来ビジョンを策定し、そのビジョンに基づく調査や実証事業などが進められております。

この農村 R M O の形成支援につきましても、先ほどのチャレンジの事業と同じで、国においては 3 年間とされております。重要なのはやはり継続して取り組んでいただくということでありまして、例えば、昨年事業が終了した立山町釜ヶ淵地区では、この支援事業終了後も持続可能な組織運営に向けて、地域資源を活用したサツマイモを使った甘酒の販路拡大に取り組み、活動資金の確保を図っているところでございます。

そこで県では、今年度に支援が終了する 4 地区において、ワークショップを開催し過去 2 年間の取組を地域経営の点から分析評価し、今後の活動をサポートする伴走支援を行っており、その中でこうした事例も紹介していただきます。

また、新たなという話でございしますが、県では農村 R M O の裾野を広げるために、現在 2 市 2 地区で、農村 R M O のスタートにつながる小規模な取組も支援しております。農村 R M O は農村地域、コミュニティーの強化、それから農村の活性化を図るための有効な取組でございまして、先進的な活動事例、それから成功事例を紹介して県内での横展開を図ってまいります。

安達委員 やはり地元の皆さんにお伺いすると、大変だったけれども、やってよかったと、手を挙げてよかったというお話もお伺いすることができましたので、今後ともぜひとも引き続き御支援をいただきたいと思いますし、好事例の横展開をしていただきたいと思います。

続きまして、中山間地域で暮らしていくに当たって、車は生活必需品、なくてはならないものだと思っております。一方で、ど

んどん高齢化が進んでいることからすると、車を運転できない人、また高齢となられ周囲からの勧めもあり、やむを得ず免許返納する人もこれからどんどん増えていくと考えられます。そうしたときに、やはりこの公共交通、地域交通は大変重要になってきます。

県内でも各地域で、先ほどもチョイソコとなみの話がありましたが、コミュニティバスを運行したり、デマンドバスやデマンドタクシーを運行したりと、様々な取組を実施し地域の足の確保に努めていらっしゃいます。

ただ、高齢者がこれを利用すれば利用するほどうまく乗り合いが進めばいいのですけれども、単独、お一人で利用されると、どんどん赤字が増えていっているという声も聞こえてきます。

地域交通を守るために、好事例の横展開や市町村へのさらなる取組支援など、県として連携し後押しをしていく必要があると考えますが、田中交通政策局長に御所見をお伺いいたします。

田中交通政策局長 今ほど委員からも御指摘ありましたが、県としては、中山間地域における地域公共交通の確保は大事なことを考えておりまして、昨年度、地域共創型移動サービス推進事業という補助制度を創設しました。

これは、生活圏内の身近な移動の足を確保するため、地域の関係者の連携・協働による持続可能な移動サービスの導入に向けた取組支援というものでございます。これまでに県も支援しましたが、今紹介がありましたノッカルあさひまちは、地域住民が自ら運行の担い手になる移動サービスです。全国のモデルにもなって、視察も大変多いと聞いております。

また、チョイソコとなみは、今お話がありましたが、砺波市では、散居村の地域でどうやって移動の足を確保するかと、非常に地域の実情を踏まえてよく考えられて、実証運行を経て、今本格運行が開始されている。そのような取組が実施されております。

南砺市においてもライドシェアなどいろいろな取組が、地域の

実情に応じて、1回で正解が出ればいいんですけれども、やはり見直しもしながらよりよい形にしていくと、こんなようなことが展開されていると認識しております。

県としましては、県も国もですけれども、中山間地域を含めた移動、交通空白地となるような部分の移動の支援というメニューを持っていますので、そのようなものの活用ということで後押しをしたいと考えていますし、地域交通戦略会議には全ての市町村が参加する交通ワンチーム部会があり、そこで好事例のポイント、いい事例なんですけど、今委員から言われたように、持続できないとなかなかいい内容にならないので、今ほど申し上げた本格的に運行されている事例のポイントなども、ぜひ皆さんで共有していただいて、よい取組が横展開されるように努力してまいります。

安達委員 地域の方とお話ししていると80歳を超えてくると、特に皆さんやはり、足の話、地域交通の話をされます。やはり交通弱者がどんどん増えている中において、こうした取組というのは大変大事だと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

これまで様々な取組について質問してきましたが、これらの取組をしても、なかなかこの中山間地域に、人が増えるということにはつながらない、つながりにくいと考えます。

やはり人を増やすときは、ハードルは高いですけれども、ほかから移り住んでもらうことが重要だと考えております。県が地域の方にアンケートを取られた数字で、集落の活性化に効果的な取組ということで断トツの1位が移住の促進で、38%の方が移住の促進を求められています。全国各地の自治体が競うように取組を進めてきておられますけれども、本県でも移住者は確実に伸びてきております。

しかし一方で、東京のNPO法人ふるさと回帰支援センターが移住の相談窓口や、セミナーに初めて参加した人に行った移住希

望地ランキングでは、昨年は1万9,000件余りあったそうですが、富山県は15位ということでした。2018年には8位というときもあったので、ちょっと残念ながら順位を落としております。

もっとショックなのが、本県の1つ上の移住希望順位14位が東京都ということで、もう少しこの取組の強化というのが必要なのではないかと感じました。

これまでの取組に加え、さらに本県の魅力を効果的に発信していく新たな取組も必要ではないかと考えますが、新田知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 移住の促進について、県では移住相談窓口やオンラインセミナーを通じて情報発信に加えまして、移住者の受入れに意欲的な地域をモデル地域として選定し、地域での日常生活を体験できる施設の整備など、市町村と連携した地域の魅力向上に取り組んでいます。

御指摘のように、今後移住者からより選ばれる富山県を目指すためには、従来とは違った視点からのアプローチも必要です。

そこで、今年度新たにとやまマッチングツアーを実施し、移住検討者が本県で実際に働きながら暮らす、短期間ですけれども、そんな体験プログラムを通じて、地域の魅力の体感と受入れ側の機運醸成に努めています。

また、今年度から県で採用した地域おこし協力隊員は、移住者ならではの視点で富山の良さに注目し、マーケティングの観点も生かした魅力発信に努めています。

移住については、今年度の「ワンチームとやま」連携推進本部会議の連携推進項目の一つとしておりまして、情報発信の在り方などについて、ワーキンググループで議論を進めています。

移住者の増加は労働力の確保や消費拡大などの経済面にとどまらず、県民にとって、富山で暮らす魅力を再発見するきっかけや、地域に新たな活力をもたらすチャンスとなることから、県として

は、今後とも移住者の増加に向けて本県の魅力をしっかりと発信していきたいと考えております。

安達委員 今ほど知事からも移住マッチングプログラムというお話がありました。やはりすぐに移住というのは、まだまだハードルが高いということで、今年からお試し的な宿泊体験、農業体験を重ねることで、その地域に少しずつ慣れ親しんでもらい、将来的な移住につなげていく「週末とやま農村L i f e 事業」を農林水産部で始められましたが、現在の参加状況と今後の展望について津田農林水産部長にお伺いします。

津田農林水産部長 御紹介いただきました、週末とやま農村L i f e 推進事業は、農村関係人口の拡大、進化の視点から、これまでの農業や農村への体験型事業を見直し、富山の農村を知る、触れる、農作業をする、暮らす、までを一体的に体験できるようパッケージしたものでございます。参加者の農村への関心や関与の度合いに応じてステップアップをしながら関わりを深めていくプログラムとなっております。

今年度は、週末の二、三日間農村で宿泊し、農作業をはじめ、伝統文化の体験や地域住民との交流など、各地域の特色を生かした農村L i f e を満喫できる体験プログラムを8回開催することとしております。

これまで開催した4回の実績では、県外から15名を含む計19名の参加があり、アンケート調査の結果では「またこの地区に訪れたい」、「富山県の別の地域も訪れたい」、「二拠点居住や移住に興味があった」といった好意的な意見を頂いております。

また、このうち12名は過去に本県で農村体験をされたことのあるリピーターでございます。また、体験プログラムは残り4回でございますが、現時点では43名が参加で全員が県外の方、そして28名がリピーターの方でございます。

県では平成17年度から、田舎暮らしを体験するとやま帰農塾を

開催しており、これまで50名の移住につながった実績がございます。こうした宿泊体験をしていただき、リピーターになっていただいて、宿泊体験を重ねることで将来的な移住につながるといったことを期待しております。

安達委員 おっしゃるとおりでありまして、いろいろな取組を通じて、また、富山県に何度も何度も足を運んでいただくことを通じて少しでも移住につなげていただければと思います。

また、地域の維持・活性化のために、地域の皆さんも大変いろいろと御努力をされているわけでありますけれども、ただ、地域には様々な団体がありますが、どこへ行っても同じような顔ぶれ、同じようなメンバーで何とかやっているのが現状で、しかもどなたもほとんどの方が高齢者であります。残念ながら多くの地域で既に限界を迎えております。そこでやはり大事なものは外部人材、外から来ていただく方に支えていただかないと、地域の維持や活動、活性化は難しいと考えております。

現在そうした地域の活性化や地域貢献のために、大変多くの大学生の方が県内に入ってきていらっしゃいます。私の地元南砺市においても、調べたわけではなくて、ただぱっと頭に思いつくだけでも、金沢大学、慶應義塾大学、立命館大学、名城大学、早稲田大学などなどの学生さんたちが様々な地域に入って活動をしていただいています。

特に慶応大学の牛島ゼミの利賀プロジェクトなどは13年前、2012年から利賀村をフィールドにして、商品開発やイベントや催しの手伝い、地域の魅力を伝える冊子作り、さらには春祭りの獅子取りや高齢者宅の屋根雪下ろしなど、定期的に地域を訪れ様々な活動に取り組んでくれています。

また、名城大学は、ボランティア協議会のメンバーが一昨年の城端曳山祭りから祭りの助っ人として学生が参加をしてくれています。昨年も36名が、今年は何と45名もの学生が各町内に分かれ、

山車の引き手として活躍をしてくれました。

また、先日の城端むぎや祭、また、先ほども紹介しました農村 RMO 事業の一環で開催した大鋸屋地域のイベント「がやフェス」にも学生たち二十数名がスタッフとして参加してくれていました。さらには、昨年の能登半島地震、豪雨の際には、城端別院などに宿泊をしながら、氷見市や能登などの被災地に災害ボランティアとして計37日間、延べ400名余りの方が参加をしてくれました。

大きなお祭りだけではなく、小さな地元の催物や、現在は城端コネクトという地域活性化協議会の立ち上げにも加わってくれており、地元の皆さんと今後の城端の未来についても考えてもらっています。

大学の関係者の方にお伺いすると、昨年度富山県内に宿泊した日数は延べ700泊を超え、今年度に至ってはまだ折り返しに差しかったところなのに、既に600泊を超えてそろそろ資金も底が付きそうだとおっしゃっていました。本当に学生の皆さんに支えられて、地域のお祭りやイベントが成り立っており、また、地元の皆さんも学生に元気をもらっているのが現状であります。

県では合宿に対し宿泊費の助成を行っていますが、地域活性化のため、祭りやイベントなど地域貢献活動に参加してくれている学生に対しても、宿泊費や交通費等の支援を行ってはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 県内の中山間地域では、新しく地域住民主体の取組が始まった地域もある一方で、委員御指摘のように、祭りやイベントなど、地域貢献活動の担い手不足などの課題を抱えている地域もあります。

今ほど御紹介いただきました「富山で合宿！」誘致事業費補助金では、県外の大学などの合宿の誘致を促進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、その合宿に要する経費の一部を助成しています。

その活用例を見ますと、ゼミ活動の一環として県内で行うフィールドワークや、能登半島地震からの復興に係る地域貢献活動に活用された事例もありますので、祭りなどへの参加も含めた来県に活用いただくことは可能だと考えます。

また、中山間地域チャレンジ支援事業では、例えば利賀地域において、早稲田大学の学生と一緒に獅子舞の復活や都市部への地域の魅力発信の取組に対し支援をしています。また、慶應義塾大学の牛島研究会の諸君は毎年県庁にも来てくれて、着々と活動を進めていることを大変に心強く思っているところでございます。サルナシを活用した、ジェラートやクッキーなどの試みは、やはり我々ではなかなか思いつかないことではないかと思って聞いています。

このように、近年では、県外の大学生さんたちが県内の中山間地域等を訪れ、実際に地域に入り地域の住民等と様々な交流をする地域貢献活動が展開されています。こうした活動は国で検討されているふるさと住民登録制度への呼び水ともなります。

関係人口の拡大につながることを期待されることから、県としては、他県の事例や実際のニーズなどを踏まえて、祭りや地域貢献活動などに参加する県外からの学生がより来県しやすくなるように、既存支援メニューの見直しも含めて研究してまいります。

今後も学生たちの知見や提案される斬新なアイデアも生かし、県内の中山間地域の活性化につなげてまいりたいと考えます。

安達委員 例えば、名城大学の方も、昨年までは学校の担当者の方が自分の車で南砺市まで来ていたもので、高速道路代とガソリン代しかかからなかったのが、どんどん南砺市に行きたい、富山に行きたいということで参加希望者が増えまして、毎回20名を超えるような参加者で、自分の車ではどうにもならないから、毎回マイクロバスを借り上げて来ているということで、やはりその負担が大変大きくなっているというお話も聞きました。

現在は、名古屋市のふるさと納税を活用して、そうした活動費に充てているようでありますけれども、先ほど知事がおっしゃいましたように、これは本当にこの地域課題解決に資する関係人口の拡大に直につながるのだと思っておりますので、県としてもさらなる支援をお願いしたいと思っております。

また、中山間地域にとって地域おこし協力隊の存在も欠かすことのできないものとなってきています。県はこれまでもアンケート調査を実施するなど、地域おこし協力隊の定住に向けて様々な活動を行ってこられましたが、実際半数を超える人が任期終了後そのままその地域で住まいをされていますが、その後数年たつと徐々には離れていっているのではないかと考えます。

地域おこし協力隊の活躍の場の提供や活動のサポートを市町村とも連携し取り組んでいく必要があると考えますが、隊員の採用や任期後の状況と今後の活用、定住促進の取組について地方創生局長にお伺いします。

滑川地方創生局長 県内での地域おこし協力隊につきましては、今年7月現在で、県で3名、13市町村で55名、計58名の隊員が活躍中でございます。また、任期後の状況につきましては、これまでいらっしゃってくれた方の約7割の方、100名を超える方が富山に定住しておられまして、地域での有機農業ですとか、ゲストハウスの運営など様々な方面で活躍しておられるということです。

なお、隊員の皆さんは地域の活性化に熱い思いを持って、また、自己実現についても高い志を持っていらっしゃる方が多いということから、任期後の定住を考えたときには、まずは任期中の活動の満足度を高めること、もう一つは、地域の皆さんとの温かい、深い関わりを持つことといったところが重要な要素ではないかと考えております。

このため県では、まずは募集時のミスマッチをなくすために、市町村担当者を対象といたしました研修会、また現役の隊員の皆

様には、地域とのコミュニケーションなどのスキルアップにつながるような研修会といったものを開催しております。

さらに、今年度の「ワンチームとやま」連携推進本部会議での連携推進項目として、移住を取り上げているわけですが、そこでのワーキンググループでの意見を踏まえまして、市町村の皆さんとも連携して市町村枠を越えて県内の隊員同士が横の交流連携ができるようなコミュニティーの構築を進めているということです。

加えまして、今年は初めて県で地域おこし協力隊員を採用したのですけれども、この隊員が県内で活躍されている先ほどの58名、この方々の活動を、動画を通じて県内外に幅広く紹介するという取組を進めているのですけれども、そこでは、県外から来られた隊員の目線で、そこで見た富山の暮らし、富山の魅力、あるいはこの隊員のやりがい、そういったものの紹介を通じまして、今後の隊員の確保と定着に努めたいと考えております。

県といたしましては、今後とも、隊員の募集段階から任期の終了後まで、全国から集まった志ある隊員の皆さんが生き生きと富山県で活躍いただけるように、市町村とも連携して支援に取り組んでまいります。

安達委員 たくさんの方が残っていただいているということでありますけれども、私の周りでは結構離れていらっしゃる方も、例えば近隣にいらっしゃるかもしれないのですけれども、やはり地域との関わりがちょっとなくなって、やはり年数がたつごとに薄くなっていっているということもありますので、ぜひとも、そういった取組、特に横のつながりとか大変大事だと思いますので続けていただければと思います。

次に、県で現在策定されている中山間地域創生総合戦略。これは今年度いっぱいの計画であります。来年度からの総合戦略について、当初の計画では、本年3月の策定予定でありましたけれど

も、これが変更になり、遅れているようであります。

現在どのような検討状況であるのか、また、新たな総合戦略はどういった点に重点を置き、どのような戦略としていくのか新田知事にお伺いをいたします。

新田知事 第2期中山間地域創生総合戦略の策定については、今策定中の総合計画の議論を踏まえることとしたほうがよいだろうということで、スケジュールを1年延長しております。遅れているということになります。

新総合計画の策定に当たっては、県議会をはじめ、市町村長、関係団体、様々な県民の皆様から、御意見、御提案を頂いているところでありまして、中山間地域の活性化についても、「県土の7割を占める中山間地域の振興の視点が重要」、あるいは「若者、女性、移住者など多様な人材の参画が必要」、「住民の意識やつながりといった人づくりが重要」という御意見を頂いています。

そこで、新総合計画の素案には、中山間地域における移住者も含めた多様な人材が主体となる取組の創出、地域づくりの好事例を学び合える環境づくりといった具体的施策を盛り込み、先日開催された総合計画審議会にお諮りをしたところです。

第2期中山間地域創生総合戦略については、こうした新総合計画の議論を踏まえ、若者や女性の活動を重点的に支援するなど、地域活動に参画する住民の裾野の拡大や、地域間の交流も含めた活動事例の共有などに重点を置いた内容として、各政策分野ごとの主要施策に部局横断でしっかり取り組んでいきたいと考えています。

今後は、来月上旬に中山間地域創生総合戦略検討会を開催しまして、新たな戦略の素案をお示ししたいと考えています。

人口減少や高齢化が県全体よりも早い中山間地域の振興については、スピード感を持って取り組むことが重要と考えております。県としては、早急に第2期戦略をまとめ、この戦略を実行のフェ

ーズに移し、持続可能な中山間地域の形成の実現に努めてまいります。

安達委員 いろいろとこれまで質問をしてきましたけれども、この中山間地域の振興というのは、住民主体の地域づくり、機運の醸成というのはまずベースにあるのかもしれませんけれども、先ほどこから申し上げておりますように、住民だけではもう限界にきている地区もたくさんあるということでありまして、やはり、移住の促進、そして移住が多少増えたところで、今度移住してきた人が必ずしも地域づくりに関わるとも限りませんので、やはり外部人材の活用と、こういったことをいろいろな部分から重層的に取り組を進めていかないと、なかなか課題が解決していかないのかなと思っております、大変重要な課題だと認識をしております。これからもしっかりと取り組んでいただければと思っております。

次に問2、共生社会の実現について7問お伺いいたします。

我が国は本格的な人口減少社会に突入し、それに伴って労働力不足も様々な分野において深刻な状況となってきています。

特に農林水産業や建設業、介護分野など我々の生活になくてはならない分野においては外国人人材がいなければ回らなくなっているのが現状であります。

一方で、我が国はバブル崩壊後の長引くデフレの影響で他の先進諸国に比べて賃金が低く抑えられ、外国人人材からしてみると必ずしも稼げる国ではなくなってきました。これからの時代、外国の方から選ばれるためには賃金の向上、待遇の改善、住みたい、働きたいと思ってもらえる地域づくりが大切ではないかと思っています。

全国的に見ても外国人人材の獲得競争が激しくなっている今、人材確保に向けて戦略的に取り組む必要があると考えますが、新田知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 人口が減少する中、外国人材の受入れや定着を図ることは地域経済の活力を維持していく上での選択肢の一つとなっています。

一方で、国際的な人材獲得競争の高まりや技能実習制度から育成就労制度への移行に伴って、転籍制限の緩和があるので、外国人材の都市部への流入など、人材の確保への影響も指摘されています。

このような状況の中で県では、とやま外国人材活用・定着支援デスクを開設しておりまして、高度外国人材の受入れ、定着に関して様々な相談に応じているほか、外国人材受入れ制度の説明や事例紹介等のセミナーによる啓発、企業と高度外国人材とのマッチング支援を行っています。

さらに、マッチングした外国人材の現地教育や定着促進の費用に対する補助を行っているほか、受入れ後に行う日本語習得や働きやすい職場環境整備への支援など、県内企業における外国人材の受入れから定着までを幅広く支援しているところです。

なお、今年実施した県内企業などへのヒアリングやアンケートでは、受入れ企業での課題に加えて、人材獲得競争の中で、企業や日本人住民の外国人受入れに対する姿勢が今後一層重要になる、あるいは地域と挨拶が交わせる関係も必要といった声も寄せられておりまして、地域における生活支援や相互理解の促進など、様々な視点から取組を着実に進めることが必要と考えております。

現在、多文化共生のための新たな条例及びプランの検討を進めているところですが、こうした様々な課題に戦略的、総合的に対応するため、市町村をはじめ、関係機関とも連携をして、推進体制の在り方について、併せて検討していきたいと考えています。

安達委員 次に、外国人材が日本に来たとき一番困るのが言語だとお伺いします。皆さんそれぞれ、それなりに日本語を習得されて来日をされますが、日本語は同じ発声というか同じ言葉でも違

う意味の場合があったり、それぞれの地域に方言があったりと非常に難しい言語でもあると言われております。

そうした意味において、来県した後も働きながら日本語が習得できるような支援を行っていくべきと考えます。これまでも受入企業に対しての支援は行ってきていますが、受入れ人数の少ない企業では教育機会の提供が行き届かない場合もあると想定され、企業合同での実施や、自ら学べる機会の提供などの取組も必要と考えますが、教育環境の充実について、滑川地方創生局長にお伺いをいたします。

滑川地方創生局長 外国人材の日本語の習得につきましては、在留資格ごとに要件が定められておりまして、まず、この技能実習制度では、受入企業のサポートを行う監理団体が入国後に生活一般の知識と併せて講習を実施します。特定技能制度や今後技能実習から制度が移行する育成就労では、まず本人に一定の日本語能力試験の合格が要件とされています。これらの日本語学習については、この受入れ企業が、その機会の提供に努めることとされているわけでございます。

こうした対応に加えまして、県でも、まずは受入れ前に現地で行う日本語の教育プログラムの支援に加えまして、今ほど御提案のありました複数企業受入れ後の複数企業による日本語能力向上の合同研修につきましても、その開催を支援しているところでございます。

また、県内4か所で、個人でも参加できる初期日本語教室を開催しておりまして、その利便性を向上させるということで、昨年度からオンライン授業を開始したところです。

さらに県内20か所に地域日本語教室がございますけれども、そこで活動されます日本語学習ボランティアについて、その養成やスキルアップ指導を実施するなど、外国人の方が日本語を学ぶ環境づくりに取り組んでいるところでございます。

一方で、先般行いました県内の外国人材受入れ企業へのヒアリング調査でも、「入国時の講習だけでは十分な習得というのはやはり難しい」、それから、「富山弁が難しい」というお話も聞いております。日本語の習得には、本人に求められる水準やその意欲、経費の負担、指導する人材や機会・場所など様々な課題があると考えております。

その一方で、実は既に様々な学習ツール、デジタルでの学習ツールもございまして、こういった既存のツールの活用ですとか、先進事例なども踏まえながら、今後外国人材の日本語の習得に関する効果的な支援について検討を進めてまいりたいと考えております。

安達委員 引き続きよろしく願いいたします。

県では、外国人ワンストップ相談センターを設置されていますが、外国人の増加により様々なトラブルや犯罪、外国人ならではの問題などが発生しております。今後さらに外国の方が増加することを想定すると、さらにこれらが増加すると思われます。

日本におけるマナーや習慣、悩みなどを気軽に相談できる窓口があることで、様々なトラブルを未然に防ぐことが期待されます。ちなみに現在の窓口は月曜日から金曜日の9時から17時までしか対応しておらず、対応件数も外国の方が増えているにもかかわらず、千五、六百件前後とほぼ横ばいの推移をしております。この開設時間ですと仕事を休まなければ来られないという方も多くいらっしゃると思いますので、気軽に相談ができるようLINE等SNSによる24時間対応の窓口を設けてはどうかと考えますが、地方創生局長の御所見をお伺いいたします。

滑川地方創生局長 この富山県外国人ワンストップ相談センターでは、日々の生活や就労など様々な相談への多言語対応、情報提供を行っておりまして、今御紹介ありましたように近年は年間1,600件程度の御相談件数で、一定程度浸透しているものと考え

ております。

同センターでは、日常生活の相談に加えまして、様々な関係機関への仲介がいる事案、あるいは適切な専門機関に迅速に取り次ぐ必要がある困難な事案への対応、また市町村窓口への支援を含めまして、県内外国人住民の総合的な生活支援に努めているということでございます。

ただいま御提案のSNSによる相談窓口につきましては、今ほどお話ありましたように、窓口の受付時間外でも受付対応ができること、それから電話や来所での相談に比べて心理的なハードルが低いので相談しやすいといったメリットがあると考えられます。

その一方で、どうしても限られた人員体制の中で、しかも様々な相談がございますので、その緊急度や重要度も勘案しながら適切な対応が求められるということ。それから、対面での対応に比べまして、やり取りが限られる、メッセージが限られますので、しかもそれが外国語であるということですので、事実確認や理解のずれが生ずる恐れもある、といった課題もあると考えております。

一方で、委員御指摘のように、今後、外国人住民の増加に伴いまして、相談件数の増加ですとか、内容の多様化なども想定されます。ヒアリングなどによりますと外国人住民の方にとりましては、SNSが身近な情報ツールであるというお話も伺っております。国や他の地域では、デジタルを利用した様々なサービス実例、これもいろいろな事例がございます。例えば国では、暮らしや習慣などを多言語で支援するサイトやサービス、これは出入国管理庁でそういったサービスがございます。それから、SNSでの相談ホットラインを開設している一般社団法人もございます。

こういった事例もあることから、こうした情報提供相談窓口の周知を図るとともに、先ほど述べましたメリットや課題などを踏まえて、デジタル技術を活用した効果的な相談対応、情報提供の

調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

安達委員 いろいろな相談があると思いますので、気軽なものといえますか簡単なものはデジタル、ＡＩでも対応できるのではないかなと思っておりますので、また御検討いただきたいと思います。

先日ベトナムを訪問させていただきました。そのときに駐日大使がおっしゃっていたことは、在日ベトナム人の犯罪がここ10年で4倍になっていると。外国人の検挙数の約半数がベトナム人で、これから外国人による犯罪がさらに増えていくのではないかということが懸念材料だとおっしゃっていました。

ここは文化、国民性の違いもあるからだと思いますが、しっかりと日本に送り出す前にしてはいけないことなどについて、教育をしなければともおっしゃっていました。

現在においても問題意識は持っておられますが、こちら側、日本側においても、外国人が犯罪を犯したり、被害者にならないための取組がさらに必要だと考えます。

日本の法律やルールを周知するなど、共生を図るための取組も重要になってくると考えますが、どのように取り組んでいくのか高木警察本部長にお伺いします。

高木警察本部長 県内における在留外国人数は、令和2年の1万9,084人から令和6年には2万3,785人に増加しておりまして、在留資格別では技能実習が6,546人と最も多く、次いで永住者が6,375人、特定技能が2,425人であります。

本県における在留外国人犯罪の検挙件数・人員ですが、本年につきましては、8月末現在で検挙件数が133件、これは前年同期比でプラス32件であります。そして検挙人員につきましては70名ということで、前年同期比でプラス17人と、昨年と比較して増加傾向にあるところであります。

検挙件数の内訳は、刑法犯は窃盗犯が最も多く、特別法犯は不法残留などの入管法違反、また薬物事件が多い状況であります。

なおこれら検挙件数・人員には、富山県外に在留する外国人が富山県内で検挙された件数人員も含まれているところでもあります。

県警察といたしましては、富山県に在留される外国人の犯罪被害の防止、コミュニティーへの犯罪組織等の浸透の防止などを目的とした、在留外国人の安全確保に向けた総合対策を推進しております。

具体的には、外国人が居住する地域において、外国人を含む地域住民や関係機関と連携した合同パトロールを実施しておりますほか、技能実習生が稼働している企業や留学生が在籍する大学、そして外国人が集まる礼拝施設などにおいて、防犯や交通安全に向けた講習会などを開催しているところでもあります。

例えば、4月上旬に富山大学において、留学生、外国人研究者など約90名に対してこのような講習会を実施しております。また、先週の金曜日9月19日ではありますが、県内のイスラム礼拝施設において、礼拝参加者約500名に対して同様の講習会を実施しております。

引き続きこのような活動を鋭意推進してまいりたい所存であります。

安達委員 次は障害者の暮らしやすい社会の実現についてお伺いします。

まずは障害者割引についてです。障害のある方は、移動に車が不可欠であったり、介助者が必要であったりするため、日常生活を送る上において身体に障害のない方よりも、必要なコストが高くなりがちです。その結果、外出やレジャーなどによる社会参加が経済的に難しくなってしまいます。このような障害者の経済的負担を軽減して自立と社会活動への参加を支援するために、障害者割引制度が設けられています。

ただ、この制度を利用するためには障害者手帳を常に携帯しなければならない。しかし、障害を持った方からすると持ち歩くことによる紛失リスクや、提示する際に人目が気になるなど心理的

負担があるという声を聞きます。

そうした課題を解決するためにデジタル障害者手帳とも言える「ミライロ I D」というアプリが開発されました。現在4,200を超える事業者で障害者手帳代わりとして採用されており、サービス開始から5年余りで利用者も50万人を超えているということです。県内でも多くの施設で利用可能となっています。

一方で、県有施設で同アプリが利用可能なのはごくごく一部に限られています。障害を持った方が気軽に社会参加でき、暮らしやすい社会を実現するため、県内での普及、県有施設での利用を進めていく必要があると考えますが、有賀厚生部長の御所見をお伺いいたします。

有賀厚生部長 ミライロ I Dは、民間事業者が提供するスマートフォンアプリで、各自治体や事業者でも、これへの対応の動きが広まりつつあり、ミライロ I Dのホームページによりますと、現在全国で約4,200の自治体や事業者で対応されているということです。

県内においても交通事業者や一部の市町村等で対応されているほか、県施設では、水墨美術館、高志の国文学館等で対応しておりまして、利用できる場面が増加してきているものと認識しています。

県施設において、ミライロ I Dへの対応をさらに進めるということで利便性の宣伝効果を生み、市町村や事業者への対応促進の一助となると考えられることから、今後県として登録するということに加えまして、未対応の県施設に対して利用に向けて働きかけを進めてまいります。

また、ミライロ I Dを含むマイナンバー連携活用したアプリ等で手帳情報を簡便に利用できる仕組みについては、国から障害当事者への情報提供を進めるよう求められているところでございまして、市町村とも協力して周知に努めてまいります。

山崎副委員長 安達委員、簡潔に願います。

安達委員 次に、書字障害を有する生徒の入試の配慮についてお伺いします。

令和３年に障害者差別解消法が改正され、昨年４月１日から施行されました。その中には事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務づけられました。合理的配慮とは障害のある人が障害がない人と同じように、教育、就労、社会生活において平等に活動ができるように、個々の特性や状況に応じて必要とされる具体的な環境整備を行うことです。

書字障害ですが、現在ほとんどの子供たちがタブレットを利用して授業を受けており、書字障害は知的な発達には遅れが見られないということでもありますので、このタブレットを利用して入試を行えば字を書く必要がなく受検をすることが可能になると考えます。様々な障害を持った児童生徒がいますが、全てに対応は難しいかもしれませんが、できるところから順次対応していくべきと考えますが、広島教育長の御所見をお伺いいたします。

山崎副委員長 広島教育長、簡潔に願います。

広島教育長 入学者選抜では受検生の持つ能力や適性を正しく判定することが最も重要でございます。これまでも障害等により、いわゆる通常の方法では受検が困難な場合には、他の受検生との公平性を担保しながら、個々人の障害等に応じて検査方法や検査会場等について合理的配慮の提供を行ってきております。

この受検時の配慮事項の決定については、例えば同じ障害者でありましても、生徒によって中学校での日常の授業等の配慮事項が異なるといった場合もあるようでございます。

こうしたことから、可能な限り個々人の実情に沿ったものとなるようなことに合わせまして、繰り返しになりますが、他の受検生との公平性を担保する、この重要性も踏まえることを基本としているところでございます。

引き続き、読み書きに困難を抱える受検生にとってどのような対応が適切であるか、大学入学共通テストや他検定の配慮状況も考慮し検討を進めてまいります。

安達委員 最後に農福連携についてお伺いしたいところですが、これは後日、井上委員もされるということですので、井上委員にお任せして、私はこれで終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

山崎副委員長 安達委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後 3 時 01 分 休憩